

分 別 収 集 計 画

令和7年9月

佐 世 保 市

目 次

1. 計画策定の意義 -----	1
2. 計画の基本的方向 -----	2
3. 計画期間 -----	2
4. 計画の対象品目 -----	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み ----- (法第 8 条第 2 項第 1 号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 ----- (法第 8 条第 2 項第 2 号)	4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号) -----	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み ----- (法第 8 条第 2 項第 4 号)	6
9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号) -----	7
10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号) -----	8

1 計画策定の意義

本計画は、一般廃棄物の資源化促進のため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条に基づく容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を示したものである。

私たちは、九十九島をはじめとした豊かな自然の恩恵を受けながら暮らしており、これは佐世保を訪れる人たちにとって大きな魅力にもなっている。この環境を守り、次世代へ引き継ぐことは私たちの義務である。

容器包装廃棄物の「4 R（※）」に取り組むにあたり、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下に連携・協働し、地域の特性に即した循環型社会を形成していくことを目指すため、本計画を策定するものとする。

※「4 R」とは、ごみ削減のための主な取り組み内容を示すもの。

ごみになるものを断る（Refuse:リフューズ）

ごみになるものを減らす（Reduce:リデュース）

ものをそのまま再使用する（Reuse:リユース）

原材料に戻して再生利用する（Recycle:リサイクル）

（参考）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

第五章 分別収集

（市町村分別収集計画）

第八条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。

2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

二 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

三 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

四 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

五 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

六 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第六条第一項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。

4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができる。

2 計画の基本的方向

市民、事業者及び行政それぞれの役割分担の下、ごみ排出抑制および資源化に向けた取組を実施する。ごみの発生から循環利用又は処分されるまでの各段階における、各主体の基本的役割は次のとおり。

① 排出前段階

- ・市民及び事業者は、ごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなどにより、ごみの減量化に努める。
- ・行政は、市民及び事業者に対し、ごみの減量及び適正な処理に関する意識啓発を図るとともに、市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努める。

② 収集・運搬

- ・市民及び事業者は、排出基準に従い、分別して排出する。
- ・事業者は、産業廃棄物と一般廃棄物を明確に分けた上で、再使用及び再生利用が可能な物を分別し、自ら処理施設へ運搬するか、収集運搬許可業者へ委託する。

③ 中間処理

- ・行政は、資源化施設の設備の安定的な稼働を図りつつ、再使用及び再生利用に適した品質の向上に努める。

④ 最終処分

- ・行政は、焼却主灰のセメント原料化処理委託を行い、最終処分場の延命化を図る。

⑤ 資源化

- ・行政は、資源として有用な物については、経済性や効率性、環境への負荷等の多様な要素を総合的に検討した上で、可能な限り分別収集を実施する。
- ・市民、事業者及び行政は、リサイクル製品等を積極的に利用する

3 計画期間

本計画の計画期間は容器包装リサイクル法に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、令和10年度に改定を行う。

4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

排出量見込みは以下の通り。

(単位：t/年)

項目	令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物合計	6,688	6,473	6,267	6,074	5,888

(単位：t/年)

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール	13	12	11	10	10
アルミ	38	36	34	33	31
無色ガラス	190	187	184	181	179
茶色ガラス	357	347	337	328	319
その他ガラス	281	274	267	261	254
ペットボトル	398	374	351	330	310
白色の食品トレイ	115	111	108	105	102
その他プラスチック	3,825	3,714	3,608	3,507	3,409
紙パック	1	1	1	1	1
段ボール	170	154	139	126	114
その他紙製容器包装	1,300	1,263	1,227	1,192	1,159

【算出方法】

- ① 家庭系収集資源物の実績がわかる項目（スチール、アルミ、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、ペットボトル、紙パック、段ボール）については、直近過去5年間の実績より排出量を予測
- ② 実績が不明な項目（白色の食品トレイ、その他プラスチック、その他紙製容器包装）については、環境省発出「市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）内に記載された「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」を、容器包装算定対象廃棄物量の予測値に乗じて算出

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

ごみの排出抑制・資源化に関する方策

行政は、事業所および市民に対し、次の項目に取り組む。

I. 排出抑制の推進

- ・ 資源物の分別排出を徹底するため、「ごみ収集カレンダー・分別表」の配布やホームページ等インターネットを使った情報提供を充実させ、また、分別説明会を開催するなど分別排出の啓発に努めるとともに、資源集団回収制度の周知と利用の促進に努める。
- ・ 環境教育・環境学習の推進として、ごみ減量アドバイザーの派遣、クリーン推進委員をはじめ、環境教育デジタルサービスプラットフォームである「させぼエコラボ」を拠点として、産官学民と連携し、普及・啓発活動に取り組む。

II. 家庭系ごみ対策

- ・ 現在の家庭ごみの有料化制度については、平成17年1月に「ごみの減量化」を目的として導入され、市民の協力により一定の成果があった。今後は、より良い制度のあり方について見直しも視野に検討する。
- ・ 令和4年4月1日施行「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、現状燃やせるごみとして処理しているプラスチックの取り扱いについて、分別ルールの見直しに向けた情報収集、検討を実施する。
- ・ フードドライブや「サセボタベスケ」の食品ロス対策の取り組み継続や、リユースサイト「おいくら」との連携により、ごみ排出抑制に努める。

III. 事業系ごみ対策

- ・ 事業系ごみの対策として、適正な分別と処理方法の周知や確認、展開検査の実施、多量排出事業者への指導等を実施する。

IV. ごみの適正処理

- ・ 民間事業者との連携によるペットボトルの水平リサイクルの取組みを継続する。
- ・ 適正排出促進の取り組みとして、町内会等がごみステーションを設置・改修する場合の整備補助金の交付を継続して行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分は、次のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものおよび、酒類が充てんされていたものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(t/年)

項目 \ 年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	13		12		11		10		10	
主としてアルミ製の容器	38		36		34		33		31	
無色のガラス製容器	(合計) 190		(合計) 187		(合計) 184		(合計) 181		(合計) 179	
	(引渡) 190	(独自処理) 0	(引渡) 187	(独自処理) 0	(引渡) 184	(独自処理) 0	(引渡) 181	(独自処理) 0	(引渡) 179	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 357		(合計) 347		(合計) 337		(合計) 328		(合計) 319	
	(引渡) 357	(独自処理) 0	(引渡) 347	(独自処理) 0	(引渡) 337	(独自処理) 0	(引渡) 328	(独自処理) 0	(引渡) 319	(独自処理) 0
その他のガラス製容器	(合計) 281		(合計) 274		(合計) 267		(合計) 261		(合計) 254	
	(引渡) 281	(独自処理) 0	(引渡) 274	(独自処理) 0	(引渡) 267	(独自処理) 0	(引渡) 261	(独自処理) 0	(引渡) 254	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものおよび酒類が充てんされていたものを除く。）	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	170		154		139		126		114	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 398		(合計) 374		(合計) 351		(合計) 330		(合計) 310	
	(引渡) 199	(独自処理) 199	(引渡) 187	(独自処理) 187	(引渡) 176	(独自処理) 175	(引渡) 165	(独自処理) 165	(引渡) 155	(独自処理) 155

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

1) 分別の区分

分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物の4種とし、さらに資源物をかん類、びん類、ペットボトル、飲料用紙パック、ダンボール、新聞・広告紙、雑誌、OA用紙、古布類、廃蛍光管・水銀体温計、廃乾電池および小型家電に区分して4種15分別とする。

資源物の収集は、現行の収集体制を活用して行うこととし、かん類、びん類及び古紙類は資源集団回収の対象とする。

分別収集する種類			収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段 階	処理・選別・保管 等 段 階
燃やせるごみ			－	市による定期収集	市焼却施設で処理
燃やせないごみ			－		市不燃・粗大ごみ
粗大ごみ			－	市による戸別有料 収集	処理施設で処理
資 源 物	容器 包装 廃棄物	スチール	かん類	市による定期収集	市資源化施設で選別・圧縮 処理・保管後、 民間業者へ引き渡し
		アルミ			
		無色ガラス	びん類		市資源化施設で保管後、 民間業者により無色・茶色・ その他の色へ選別し 指定法人へ引き渡し
		茶色ガラス			
		その他ガラス			
		ペットボトル	ペットボトル		市資源化施設で圧縮処 理・梱包・保管後、指定 法人及び民間業者へ引 き渡し
		飲料用紙パック	飲料用紙パック		市資源化施設で保管後、 民間業者へ引き渡し
		ダンボール	ダンボール		
	容器包装以外の資源物		新聞・広告紙		
			小型家電		
			雑誌		
			OA 用紙		
			古布類		
			廃蛍光管・ 水銀体温計		
			廃乾電池		

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管は、びん類を市内の民間リサイクル工場で行い、その他のものは市の資源化施設で行う。

ストックヤード等の整備は、処理施設全体の総合的な整備の中で検討していく。

現有の資源化施設の概要は、次のとおり。

施設名	西部クリーンセンターマテリアルリサイクル推進施設		
所在地	長崎県佐世保市下本山町2番地1		
型式	缶類選別圧縮施設	ペットボトル圧縮梱包施設	ストックヤード
処理能力	スチール缶・アルミ缶 1t/5h	ペットボトル 2t/5h	414m ²

施設名	宇久ストックヤード		
所在地	長崎県佐世保市宇久町平5272番4外		
型式	ストックヤード		
処理能力	161.15m ²		